

不動産・資産の活用をお考えの皆様へ
資産家のための資産防衛対策セミナーを
開催します

開催日時：平成26年11月6日（木）

受付開始：13時30分

会 場：神戸国際会館7階 702会議室

セミナーテーマ

第1部：知らないと損する相続のポイント

相続税・贈与税の基本と改正のポイントを解説し、知らないと損する相続の落とし穴をご紹介します

1. 相続とは？大切なことは？

—法定相続人はいったい誰になるのか、どれだけの相続権利があるのか解説します

2. 相続税ってどうやって計算するの？

—以外と誤解されている相続税の計算体系を解説します

3. 平成27年からの改正でどうなるの？

—平成27年から相続税、贈与税はどう変わるのか、ご紹介します

4. 相続をめぐる素朴な疑問

—相続放棄があった場合、相続順位はどうなるの？

—養子縁組したら相続分はどうなるの？

—相続税の申告書の提出先は？

—生前贈与って有利なの？

5. 知らないと損する相続の落とし穴

—配偶者が相続すれば、相続税は低くなる？

—生命保険金があるから相続税は賄える？？

- 自宅などについては大幅な評価減が認められていると聞いたが、相続税も安心？
- 2世帯住宅でも小規模宅地等の減額が認められるようになった？
- 老人ホームに入居しても小規模宅地等の減額が認められるのですか？
- 賃貸住宅を建てた場合、相続税の節税ができると聞いたが、なぜですか？

第2部：孫子に学ぶ相続・税務調査対策

彼を知り、己を知れば、百戦して殆うからず

1. 情報を制するもの者は戦いを制する
 - 相続対策三原則＝①遺産承継対策②納税資金対策③節税対策
2. 税務署は何を問題としてくるか
 - 名義財産の判定基準
3. ヘソクリを貯めた預金は妻の財産か
 - 一般常識は、税務では非常識となることもある
 - 名義預金は、何年経っても税務上の時効は成立しない
4. 贈与事実の立証
 - 証明できなければ、贈与とは認定されない
 - 贈与契約とは……常識と誤解のすれ違い
5. 事実認定と課税の仕組み
 - 課税要件を証拠にもとづいて事実認定し、
 - 認定した事実に法規を適用して課税する
6. 相続開始前の預貯金の引出・費用はどうなる
 - 相続開始前に被相続人の預金から多額の出金がある

セミナー終了後は個別相談時間を設けています。

お問い合わせは

税理士法人はやぶさ

TEL：078-325-2660 FAX：078-325-2661